第9回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月9日(金) 午後2時00分から午後3時15分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
副会長(会長職務代理者)	1 8	西田 くみ子	委員	1 0	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	1 1	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	1 2	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	1 3	福井 幸生
委員	5	林 廣美	委員	1 4	今井 百合
委員	6	伴 慎也	委員	1 5	川村 克己
委員	7	小倉 剛	委員	1 6	寺田 勝典
委員	8	松下 富男	委員	1 7	瀧井 和雄
委員	9	奥村 喜美子			

5. **欠席委員** 議席 4番 保井 章 委員 議席 19番 北田 耕平 委員

6. 議 長 議席18番 西田 くみ子 副会長

7. 議事録**3**44 議席 1番 緩利 哲治 委員 議席 2番 林田 清光 委員

8. 総会

- 1) 開会
- 2) 副会長挨拶
- 3) 議事録署名委員の指名

4)議事

- ○議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- ○議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- ○議案第42号 事業計画変更承認申請審議について
- ○議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画の決定について
- ○議案第44号 農地利用最適化推進委員の辞任について
- ○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

5)報告事項

- ○広報編集委員会報告事項
- ○下限面積検討委員会報告事項
- ○湖国女性農業·推進委員会研修会報告事項
- ○意見書檢討委員会報告事項
- ○「人・農地プラン」検討会報告事項

和田 崇裕

- ○事務局報告事項
- 6) 閉会

9. 事務局出席者(4名)

主査

事務局長大谷 茂局次長村田 浩司局長補佐福田 悟司

10. 会議の概要

事務局長 第9回甲賀市農業委員会総会を開会

事務局長 本日、北田会長が欠席ですので、開会にあたり西田副会長がご挨拶を申しあげます。

副会長・SDGsにおける日本のジェンダー指数、また関心の低さが顕著

・甲賀市農業委員会においても積極的な女性登用をめざす

事務局長 西田副会長、ありがとうございました。

事務局長 ご挨拶が遅れましたが、農業委員会事務局の職員を紹介させていただきます。 この度の4月1日付の人事異動により私、大谷が事務局長を務めさせていただき、村田局次長、福田局長補佐兼農地係長、谷川農政係長、和田主査の5名体制となります。

> 農業委員・推進委員の皆様とともに、農地法の適正執行、農地利用の最適化推進 に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上、職員の紹介とさせて いただきます。

事務局長 これより議事となりますので、総会会議規則第7条第2項の規定により、副会長 に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。

総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席4番保井章委員、議 席19番北田耕平委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。

よってただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を 指名させていただきます。議席順に、議席1番緩利哲治委員と、議席2番林田清 光委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは最初に、**議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審 議について**」を議題といたします。

> 最初に、3条調書、整理番号22番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号、整理番号22番を説明いたします。議案書は2ページ、参考図

は1ページ、2ページとなります。申請地は農業振興地域内の白地農地です。

譲受人は周辺農地を耕作されており、規模拡大のため、譲渡人と農地の所有権 移転について合意し申請されました。譲受人は申請地に畔を設けて耕作できる様 に整備されたうえで、水稲を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号22番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

申請地は譲渡人の家の裏で、譲受人の家の前となっています。譲渡人は高齢によって今までから草刈等に関しましては、譲受人にお願いをしておられたところです。今回、譲受人が定年で今後規模拡大と、現在畑作も水田もあり、耕作地を増やしていこうとの考えで、売買が成立いたしました。今後も農地が利用されていく非常にありがたく嬉しい案件だと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号22番清水推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号22番清水です。

譲受人と譲渡人の間にある田で、今後も耕作されると考えます。審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたら、お伺いします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号22番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号22番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号23番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号23番を説明いたします。参考図は3ページ、4ページとなります。 申請地は農業振興地域内の青地農地です。

> 譲受人は周辺農地を耕作されており、規模拡大のため、譲渡人と農地の所有権 移転について合意し申請されました。譲受人は、申請地で季節野菜を栽培されま す。

> 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号23番については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

3月20日に現地を確認いたしました。登記上の地目は田になっていますが、これまで譲渡人が畑として耕作されておりました。しかし、ここ数年は年齢的に耕作することができず、耕作放棄地になっておりました。また、周辺の農地に悪影響が出ないように防草シートを貼付し草木が生茂げらないよう配慮されておりました。

譲受人はこの地域で農業されており、申請地の道を挟んだ下側の農地で水稲を作付けされていることから、譲渡人が、今後のことも考え、贈与されることになりました。今後は防草シートを一度めくり、土地の状況を確認し、露地野菜か果樹栽培を判断したいと話しておられました。譲受人は水稲のほか、畑の作付けもされていることから、許可相当であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号31番中栄推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号31番中栄です。

譲受人から具体的な思いを語っていただき、とても意欲があると感じました。 今後も譲受人が耕作を続けていかれるので、農地利用最適化の推進においても許 可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたら、お伺いします。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号23番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号23番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第40号については、以上であります。

議長 続きまして、**議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議に** ついて」を議題といたします。

5条調書、整理番号71番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第41号、整理番号71番について、説明いたします。議案書は4ページ、参考図は5ページ、6ページ、土地利用計画は7ページとなります。申請地は市街化調整区域内の第2種農地です。

譲受人は、近年の自然災害に対する防災施設が自治区内になかったことから適地 と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人は、土地の所有権を移転 し、災害対策用の資材置場を整備されます。雨水は敷地内自然浸透により処理され ることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に 際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金 とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号71番については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

転用申請の現地を岡崎推進委員とともに確認し、関係者から聞き取りを行いました。その結果、申請地は登記簿上の地目は現在、田と畑4筆でありますが、長期にわたり除草による保全管理された不耕作地であり、今後も水利不便や土地形状等の理由により、耕作の見込みはなく、農用地適用除外地となっています。

今回、地元岩坂区の防災拠点として、当該申請地に区民の出役により防災施設を整備することになったものです。事業の概要は、工作物の設置ではなく、主として作業用車両の駐車スペースや防災用資材の置き場であります。雨水等の排水は自然浸透による処理であり、周辺農地への影響はないものと思慮されます。以

上から、当該土地の利用目的は、地元住民による自主的な地域防災拠点整備という公共性を有しており、本申請はやむを得ないものと認め、許可は妥当であると思います。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号7番岡﨑推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読さ せます。
- 事務局 申請地は、現在不耕作地となっている田畑5筆、所有者5名、合計面積624 平方メートルの農地を岩坂区自治会が土嚢等の防災用具置き場として譲り受ける ものであります。申請地は市道に面しており、使用目的に合致しており、また譲 渡人全員が合意しているので問題なしと判断いたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号71番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号71番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

- 議 長 続きまして、整理番号72番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号72番について説明いたします。参考図は8ページ、9ページ、土地利用計画は10ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地であり、申請書には事業用地選定表が添付しておりますが、発電効率、費用対効果を検討した結果、申請地を適地と判断されました。

計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、太陽光パネル360枚を設置、49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満

たしていると判断いたしました。

なお、申請地は平成30年に申請地に盛土されましたが、農地として利用していないことから、申請書に顛末書が添付されています。なお、北側の隣接所有農地については、現時点で農地以外の土地利用計画はない旨を確認しています。以上です。

- 議 長 整理番号72番については、議席4番保井委員が欠席ですので事務局に意見書 の朗読をさせます。
- 事務局 令和3年3月1日、申請現地を確認したところ、ゴルフ場と山林との谷間に放置しており、申請農地は数年前に無許可で埋め立てられ、すでに形状変更されていますが、この度の申請に対し隣接地農地の承諾を得ており、太陽光発電設備設置による周辺への影響はなく、転用目的が妥当なため、許可相当と思われます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号10番奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読 させます。
- 事務局 今回の申請地は、不耕作、現状雑種地であり、周辺農地も耕作されておらず、 農地利用の最適化の推進にも問題もなく、地元改良組合長の同意書も添付されて おり、許可相当と判断されます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局よりご説明いただきました件について、ご質問等がございました たらお伺いします。
- 委員【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号72番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号72番については、原案のとおり可

よって、整理番号72番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号73番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 整理番号73番について説明いたします。参考図は11ページ、12ページ、 土地利用計画は13ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域の第3種農地です。

譲受人は、社屋進入路として利用するため、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、進入路として利用されます。雨水は道路側溝への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、申請地は昭和50年代から進入路として利用していることから、申請書に顛末書が添付されています。以上です。

議 長 整理番号73番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

3月4日に服部推進委員と一緒に現地確認いたしました。会社の進入通路であり、以前からも利用されており、顛末書が添付されています。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号21番服部推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号21番服部です。

奥村農業委員の説明とおりで、補足説明はありません。ご審議のほどよろしく お願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号73番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】

議 長 挙手多数でございます。

よって、整理番号73番については、原案のとおり可決し、許可することに決

定いたします。

議長 続きまして、整理番号74番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号74番について説明します。参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画は16ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

譲受人は、実家近くに住宅の建築を計画されたことから、適地と判断し、申請されました。

計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、一般住宅を建築されます。 雨水は敷地に隣接するU水路への放流により処理されることから、転用による周辺 農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得 られております。また、事業に要する資金は自己資金および借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、都市計画法第29条申請も別途手続き中で、許可は同日付けとなります。 以上です。

議 長 整理番号74番については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番田村です。

3月に森地推進委員と地確認を行っております。譲受人につきましては、親子 関係でご長男でございます。

結婚後、市内で生活されていましたけれども、両親の家の近くに住居を建てて 住みたいことから申請されました。

地目は畑で、毎年野菜を栽培されていましたが、他の耕作地とかけ離れた位置にあって、周辺農地に影響を及ぼすこともなく、排水にも問題はありません。

地域も人口減少が急激に進んでいる地域であり、若者が地域に戻ってくれるということはありがたいことと考えております。

既に地域の承諾もられており、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号29番森地推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号29番森地です。

申請地は、田村農業委員の説明のとおり畑地であり、息子が戻って来られてい うことで問題もないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上で す。 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号74番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号74番については、原案のとおり可決し、許可することに決 定いたします。

なお、「都市計画法第29条」と同時許可となります。

- 議長 続きまして、整理番号 7 5番については、**議案第42号「事業計画変更承認申 請審議について」**、整理番号 2番と関連がございますので一括審議といたします。 事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号75番は、議案第42号 整理番号2番と関連性があるため、一括して説明いたします。参考図は整理番号75番が、17ページ、18ページ、土地利用計画は19ページ、議案第42号 整理番号2番は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページとなります。

申請地は、非線引都市計画区域用途地域の第3種農地であります。まず、平成30年5月17日付指令甲農委第5009号で、譲受人の寺院改修工事用の資材置場で一時転用許可、令和元年10月18日付甲農委第97号で、一時転用期間延長による事業計画変更を承認しました。

今般、寺院に専用駐車場がない駐車場に変更されるため申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、現状地盤のまま自動車15台分の駐車場として整備されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号 7 5 番及び議案第 4 2 号 事業計画変更、整理番号 2 番については、議席 1 6 番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

本堂の完成を伴い、この5月17日で一時転用の期間満了でありますが、駐車場がないので、この寺の参道の前に一時転用の資材置き場がございます。寺に来られる檀家にとっては大変便利な場所でありますことから、檀家総意として引き続き駐車場として転用されたいとの申請です。752番地の一部を転用することで、残り300平方メートルほどは残地となっています。この3年間、経過を見ていましたが、檀家の管理により草など綺麗に処理されておりますことから、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号42番山本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号42番山本です。

ただ今、事務局並びに寺田農業委員の説明のとおりです。特段補足事項はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、5条調書、整理番号75番及び事業計画の変更、整理番号2番を一括してお伺いします。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、5条調書、整理番 号75番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号75番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第41号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第42号「事業計画変更承認申請審議について」、整理番号2 番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、事業計画の変更、整理番号2番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第42号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第43号について説明いたします。議案書は9ページからとなります。

今月の決定は8件で、借り手、買い手、貸し手、売り手及び利用権を設定する 農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。

10ページから12ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権は、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数7名、借り手は実人数4名、面積は15,641平方メートルとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数1名、買り手は実人数1名で、面積は1,665平方メートルとなります。また、借り手、買い手の農地台帳による農業経営状況は、15ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第43号について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第43号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、 市へ決定する旨の通知をします。

議案第43号については、以上であります。

議 長 続きまして、**議案第44号「農地利用最適化推進委員の辞任について」**を議題 といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第44号について説明いたします。議案書は16ページとなります。

令和3年3月31日、玉井正農地利用最適化推進委員から一身上の都合で辞任の届出がありました。この件については、農業委員会等に関する法律第23条により、推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができることとなっております。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第44号について採 決いたします。

同意に賛成される委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】

議 長 挙手多数でございます。

よって、議案第44号については、同意することに決定します。 議案第44号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」。調書は17ページ、 18ページ、参考図は23ページからとなります。 今月は、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が4件です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

議 長 報告案件は以上です。特にご質問等もございませんので、これで審議案件並び に報告案件を終了いたします。 議 長 続きまして、報告事項に入ります。

最初に、報告事項1「広報編集委員会報告事項」について、福井委員長、お願いします。

福井委員長 第4回広報編集委員会

議 長 続いて、報告事項2「下限面積検討委員会報告事項」について、伴委員長、お 願いします。

伴委員長 · 第4回下限面積検討委員会

議 長 続いて、報告事項3「湖国女性農業・推進委員研修会報告事項」について、奥村委員、お願いします。

奥村委員 ・女性の農業委員会活動推進シンポジウム

議 長 続いて、報告事項4「意見書検討委員会報告事項」について、私から報告いた します。

西田委員長・第4回意見書検討委員会

議 長 続いて、報告事項5「「人・農地プラン」検討会報告事項」について、奥村委員、お願いします。

奥村委員・令和2年度第4回検討会

議 長 続いて、報告事項6「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局 ・甲賀地域獣害対策協議会報告

- ・3月総会議案第36号の諮問会議報告
- ・3月総会議案第38号の意見提出
- ・経過と予定
- ・委員パトロール (2月) の事務局報告
- ・第5回地域ブロック会議の概要
- 都市農業委員会連絡協議会(会長・事務局)

議 長 報告事項は以上です。

ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 松下委員。

松下委員 議席番号8番松下です。

議案第44号で農地利用最適化推進委員の辞任について承認されたのですが、 補充についてお聞きしたい。

議 長 事務局。

事務局 甲賀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第11条により、推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに補充に努めなければならないとあります。

この後、募集期間を定め周知し、候補者推薦を求め、また募集を行います。これら規則に従い手続きを進め、次の方の選任をします。以上です。

議 長 松下委員、よろしいか。

松下委員はい。

議 長 他にご意見・質問、ございませんか。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 本日は、西田副会長に会議を進行いただき、ありがとうございました。 それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申しあげます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。